

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針案に対する意見

2018年2月28日
一般社団法人 新経済連盟

タクシー特措法（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法のことをいう。以下同じ。）における新規参入・増車規制、強制減車措置は強力な参入規制であり、憲法が保障する営業の自由を阻害するおそれがあるのみならず、新規参入によるイノベーションを妨げるものであるため、必要最小限度のものにとどめるべきである。

したがって、「特定地域の指定については、その法的効果に鑑み厳格に行うこととし、（中略）厳しい客観的な基準を設定した上で、適切に連用すること。特定地域について指定事由がなくなったと認めるときは、すみやかに指定を解除すること。」（改正タクシー特措法平成25年衆議院附帯決議）のとおり、指定事由が解消された場合には速やかに指定解除するとともに、指定事由の範囲を徒に広げて指定解除が遅延されることは厳に避けるべきである。

上記の観点から、以下のとおり意見を述べる。

【意見1】

2つ目の○の「更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。」の前に、「技術革新、需要の状況等に照らして事業環境の改善が見込まれる場合を除き、」を加える。

（原文）

○ 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、事業環境の改善が認められない地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。

（修正後）

○ 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、事業環境の改善が認められない地域は、『技術革新、需要の状況等に照らして事業環境の改善が見込まれる場合を除き、』更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。

(理由)

タクシー特措法による措置は必要最小限のものにとどめるべきであることからすると、IT による配車技術の向上や・需要の増加等に照らして事業環境の改善が見込まれている場合には指定を延長すべきではない。少なくとも、東京オリンピックなど、明らかに需要が増加することが見込まれる場合にまで指定が延長されるのは適切でない。

【意見2】

2つ目の○から「法に基づく適正化・活性化のための取組の実施により、」を削る

(原文)

○ …ただし、延長後、法に基づく適正化・活性化のための取組の実施により、毎年度の輸送実績等に基づき事業環境の改善が認められる場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。

(修正後)

○ …ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき事業環境の改善が認められる場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。

(理由)

毎年度の輸送実績に基づき実際に事業環境の改善が認められる場合には、改善の原因が何であろうと特措法に基づく措置を正当化する理由はない。いくら事業環境が改善しても、それが「法に基づく適正化・活性化のための取組の実施」によるものでない限り指定を解除しないというのは、解除にあたって不必要なハードルを設けるものであり、明らかに不合理である。したがって、事業環境の改善が認められる場合にはその原因如何に関わらず指定を解除すべきである。

【意見3】

3つ目の○を全て削る。

(理由)

上記のとおり、実際に事業環境の改善が認められる場合には、その原因如何に関わらず指定を延長する必要性はない。したがって、改善が法に基づく適正化・活性化のための取組の実施によるものであるかどうかを判断する必要性自体が存在しない。

【意見4】

3条の2の準特定地域の指定についても、上記意見1～3と同様に考えるべき

以上